

光孝天皇の御事蹟について

目
崎
徳
衛

The Achievements of Emperor Kōkō

Emperor Kōkō who died 1100 years ago, ascended to the throne at the age of fifty-five. Because of his short reign of only three and a half years, he left almost no mark on the history of state affairs. However, highly gifted as he was in waka, music, art and ritual, he paved the way for the golden age of Japanese culture to be created by several generations of emperors at the beginning of the tenth century. His unique position in the history of Japanese culture will, no doubt, be even more highly evaluated from henceforth. This article is an annotated version of the lecture originally presented at the Imperial palace on the 18th of September, 1987, in the presence of His Majesty the Emperor and Their XX Highnesses the Crown Prince and Princess.

(一) 一品時康親王の経歴

ここに光孝天皇千百年祭に当り、その御事蹟の概要を申し上げます。

光孝天皇⁽¹⁾は御在位の年号に因んで「仁和の帝」また、山陵⁽²⁾の地に因んで「小松の帝」などの御名もありますが、諱を時康親王と申されました。仁明天皇の第四皇子として、天長八年（八三一）に誕生されました。生母は、仁明天皇に最も寵愛された紀伊守藤原總繼女沢子であります。

光孝天皇が、御歴代の中でも殊に多くの国民に親しみを以つて仰がれましたのは、『小倉百人一首』の、

君がため春の野に出でて若菜摘む
わが衣手に雪は降りつゝ

の御製によつてであります。百人一首には天智天皇をはじめ御製八首がありますが、中でもこの「君がため」の一首の、ゆたかな人間性の表現と、清らかにしてのびやかな調べは、国民的愛唱歌と申し上げても過言ではあるまいと存じます。⁽³⁾

元来この御製は、『古今集』卷一に、

仁和の帝、親王におましましける時に、人に若菜たまひける御うた

という詞書を以つてみえるもので、すなわち天皇が即位される以前の作であります。光孝天皇の即位されたのは十五歳、当時の通念では老境に入られてからで、しかも五十八歳で崩御されますので、治世はわずかに三年半に過ぎません。

ません。したがつて生涯の大部分を親王として送られましたので、政治上の御事蹟はほとんど申し上げるべきものがありません。しかし、その人格と才能については、正史『日本三代実録』に、⁽⁴⁾

天皇少くして聰明、好みて経史を読む。容止閑雅、謙恭和潤、慈仁寛曠、九族を親愛す。性、風流多く、尤も人

事に長ず。

と称えられたとおりで、学問を好み風流を愛された、この非凡の資質は、文化の上に注目すべき貢献をされました。
この点は後にくわしく申し上げます。

天皇の父仁明天皇は、嵯峨天皇の皇子でありますが、嵯峨・淳和・仁明三天皇の弘仁・天長・承和の三十年間は、古代史に比べるものを見ない太平の時期であります。日本歴史を通じましても、鎌国の江戸時代を暫く措けば、戰後四十余年の平和に次ぐ安定であります。この間に嵯峨天皇を中心として宮廷の文化は華やかに開花いたしました。⁽⁵⁾ 時康親王はこの間に生を享けられ、十六歳の時、清涼殿の仁明天皇御前において元服されました。次いで四品の位を授けられ、累進して元慶六年(ハハニ)五十三歳の時、一品に昇進されました。この間に、中務卿、式部卿、大宰帥、常陸・上野の太守など、親王の任せらるべき官職を歴任されました。殊に一品親王の礼遇は太政大臣と同格でありますから、時康親王は皇族の筆頭として、朝廷に重きをなされるに至つたのであります。

(二) 皇位繼承の經緯

時康親王が一品に昇叙された二年後に皇位を繼承されたのは、元慶八年二月四日、陽成天皇が病氣を理由として突如退位されるという非常事態が起り、その際群臣の総意による推戴を受けられたためであります。

陽成天皇の退位の事情は、『三代実録』に、「禁省の事秘にして、外人これを知ること無し」と記され、まして後世からはみだりに測りることはできませんが、ある歴史家は、太政大臣藤原基経のひきいる政府と、基経の妹に当る陽成天皇の生母、藤原高子皇后のひきいる宮中との対立が激化した事を、根本原因と推定しております。⁽⁸⁾ 従うべきかと思われます。

この際、時康親王が多くの皇族の中から推戴されたのは、第一に皇族の筆頭たる一品親王の地位におられたこと、第二に基経が早くから時康親王の人格に深い敬意を抱いていたことによるものと考えられます。たとえば、『大鏡』に、次のような逸話がみえております。

基経の父良房の催した大饗に、給仕人が粗忽にも主賓にさし出す御馳走を取り落し、あわてて時康親王の御前の物を取って主賓の前に据えました。その時、親王はただちに御前の燈火をかき消し、失態が一同の眼にふれるのを防いでやられました。末席で見ていた若き日の基経は親王のふるまいの見事さに感嘆したというのであります。基経はその母が親王の生母沢子の姉妹であります⁽⁹⁾が、こうした血縁の親しみだけでなく、親王のすぐれた人格・才能を知悉していましたわけであります。

かくて群臣は神器を奉じて時康親王の宮に参上しましたが、親王は容易に請いを容れられず、一同はついに夜を徹して懇願を続けました。翌二月五日、基経が参上しましたが、彼はすでに先帝より賜わった劍を腰からはずしておりました。これを見て時康親王の兄弟に当る兵部卿本康親王や嵯峨天皇の皇子である左大臣源融ら、いずれも皇位繼承の資格ありと自負する人びとは驚いてこれに倣い、三名は時康親王から帶劍を賜わりました。ここに親王は意を決して推戴を受けいれ、東宮に入られました。大極殿に即位されたのは、二月二十三日であります。

(三) 天皇と藤原基経

光孝天皇が即位されると、太政大臣藤原基経は先朝当時と打って變つて政務に精励し、たとえば五月五日の端午の節会には、みずから勅を奉じて内弁（司会者）の役を勤めました。しかるに、律令には太政大臣について「一人に師範し、四海に儀型たり」、すなわち天子の道徳の師、四方の民の模範となる者と規定され、太政官の実務は左大臣以下が担当するものとされておりましたので、太政大臣の職掌について疑義を生じました。

そこで天皇は文章博士菅原道真をはじめ諸道の学者に対して、太政大臣の職掌の有無と大唐の何の官に相当するかを諮問されました。彼等の意見はほぼ一致して、太政大臣には特に担当すべき職務はないけれども、さりとて單なる礼遇でもなく、太政官組織の一員であるというものであります。⁽¹⁰⁾ かく慎重な検討を経て、天皇は基経に次の詔を下されました。⁽¹¹⁾

今日より官の廳に坐して、萬の政を領^{うけ}き行い、入りては朕が躬^{みづか}を輔^そけ、出でては百官を總^さぶべし。奏すべき事、下すべき事、必ず先づ諮^{たず}ひ稟^{うなげ}けよ。朕^{わたくし}に垂拱^{たれまつ}して成るを仰がんとす。

この詔は大政を基経に一任することを表明されたものであります。「闕白」という言葉はこの詔にはまだみえず、それは次の宇多天皇が先帝と同様に基経に大政を委ねられた詔に始めて出るのであります。この光孝天皇の詔は闕白の事実上のはじまりと認められております。⁽¹²⁾

この事は光孝天皇の温和で謙讓な人柄と、基経の強い権力意志によって起こった異例の事態であります。天皇と基経は「君臣水魚の交り」ともいべき深い信任で結ばれておりましたために、御在位の間は何らの摩擦を生ずること

となく円満に推移いたしました。

光孝天皇はこれより先即位の直後、すべての皇子・皇女に源の姓を与えて臣籍に下し、御自身の子孫に皇位を継承させる意図の無いことを表明されました。^[13]これはひそかに皇位を望んだ諸皇子の心をなだめる、慎重な配慮のあらわれであります。

しかし、やがて光孝天皇が重病にかかり、命旦夕に迫った時、天皇は第七皇子源定省に皇位を繼承させたいと強く希望されました。定省は天皇の最も寵愛された女御班子女王から生まれ、しかも抜群の優秀な資質に恵まれた皇子であつたからであります。基經はその気鋭な点にかえつて不安を抱き、一旦臣籍に下られた事を理由として難色を示しましたが、基經の妹、尚侍藤原淑子はかねて定省を養育し、また文章博士橘広相は定省の学問の師を勤めておりましたので、両名は奔走して基經の願意を促しました。^[14]

そこで崩御直前に源定省は親王に復帰し、皇太子に立てられました。すなわち宇多天皇であります。宇多天皇の御記^[15]によれば、光孝天皇は左手に皇太子の手を、右手に基經の手を取り、卿の子のことく輔弼せよと付託され、仁和三年（八八七）八月二十六日崩御されたのであります。

四 文化上の御事蹟

次に、光孝天皇の文化上の御事蹟を、かいづまんで申し上げます。

天皇は父仁明天皇の承和の盛時を回顧し、その旧儀を復興することに意を用いられました。けだし仁明天皇崩御の後、文徳・清和・陽成三朝は、各天皇が病弱あるいは年少であられたため、宮中の諸行事はやや衰退の氣味があつた

からであります。『三代実錄』⁽¹⁶⁾は、天皇が即位後東宮から内裏の仁寿殿に入られた際、庭に竹木を植え砂を敷き水を引かれたことを記し、「承和の天子の旧風に倣ふ」と特筆しております。けだし、内裏のみやびの始まりであります。基經はこの天皇の方針を体し、仁和元年（八八五）五月、「年中行事の御障子」⁽¹⁷⁾を献上いたしました。これは内裏の内外で正月より十二月までに行われる、恒例の行事の目録を記した衝立であります。その後ながく清涼殿に安置されました。宮中の年中行事は宇多・醍醐・村上の三天皇によつて著しく整備され、その後の公家は延喜・天暦の世を「聖代」と仰ぎ、いわゆる「有職・故実」の学はこの二代を復古の目標と看做して明治に至りました。しかし、この「聖代」への出発は、實に光孝天皇にあつたと考えられるのであります。

光孝天皇が和歌にすぐれられたことは、前述のとおりであります。天皇の家集『仁和御集』は宮内庁書陵部に伝わっておりますが、わずか十数首にすぎず、秀歌の大部分が散逸したと思われることは、惜しみても余りあるところであります。勅撰集には古今・新古今等に十四首みえます。

天皇が和歌の道に入られたのは、六歌仙として有名な僧正遍昭の感化によるものではないかと考えられます。⁽¹⁸⁾ 遍昭は俗名を良岑宗貞といい、桓武天皇の孫に当ります。仁明天皇の藏人頭として仕えておりましたが、急な崩御に逢い、哀悼の余り天皇に殉じて出家しました。比叡山に登つて密教の修行に励んだ後、宮中の護持僧として玉体の安穩を祈り、また僧正の地位に昇つて僧侶の統制に努めました。その一方和歌をよくし、洒脱な機智にあふれた歌風は、『古今集』の特徴を導き出したものであります。

『古今集』のある歌の詞書によれば、時康親王はある時大和石上の布留瀧を見におもむかれ、その折遍昭の母のもとに立ち寄つて、昔話にふけられたことがありました。このような事から察するに、光孝天皇は幼少のみぎり、遍昭の母を乳母として、石上で成長されたものと思われます。したがつて天皇は十五歳年長の遍昭から輔導を受け、特に

和歌の手ほどきも受けられたと推察されるのであります。⁽²⁰⁾

この浅からぬ縁によって、仁和元年の暮、天皇は僧正遍昭の七十歳の賀を仁寿殿に催され、⁽²¹⁾祝いの御製を贈られ、⁽²²⁾「徹夜談賞」されたと伝えられております。まことに君臣和楽のうつくしい情景であります。⁽²³⁾

光孝天皇は管弦の道にもすぐれ、特に和琴をよくされました。⁽²⁴⁾嵯峨天皇に親しく管弦の教を受けた侍臣なにがしから伝授を受け、しばしば和琴を演奏され、また唱われたのであります。⁽²⁵⁾

光孝天皇は相撲を事のほか愛好されました。親王の時相撲司の別当を勤められたこともありますが、御在位の間毎年相撲司を任じ、宮中で盛大に相撲を催されました。

光孝天皇は仁和二年の冬、平安京郊外の芹川野に行幸され、鷹狩を行なわれました。これは桓武天皇以来さかんに行なわれた旧儀が、仁明朝を最後に廃れていたのを復興されたもので、芹川野行幸は後世の語り草となつております。⁽²⁶⁾

光孝天皇はまた仏教の信仰篤く、ゆかり深い西山に御願寺の造営を開始されました。宇多天皇が先帝追善のため御願を継承され、完成して仁和寺の寺号を賜わりました。そして、宇多天皇は醍醐天皇に譲位された後、仁和寺に御室を設けて御在所とされ、以後仁和寺は真言宗の有力寺院として現在に至っております。⁽²⁷⁾

光孝天皇の文化上の御事蹟は、以上のことく多彩をきわめました。

(五) むすび

以上申し上げた事を要約いたしますと、光孝天皇の御在位は短期間で、政治上の御事蹟は多しといえませんが、後世の日本文化の規範となつた王朝の和風文化の源を開かれた、その文化上の御事蹟は、きわめて大きな意義をもつと

申し上げねばなりません。

北畠親房は『神皇正統記』に、

光孝ヨリ上ツカタハ一向上古也。ヨロヅノ例ヲ勘フルモ、仁和ヨリ下ツカタヲゾ申スメル。

と記しました。これは光孝天皇より以前は古き昔であるとして一線を画し、光孝天皇の仁和以後を四百年後の彼自身の時代においても、朝儀万般の先例として尊重すべきことを指摘したのであります。親房はその理由について、上ハ光孝ノ御子孫、天照太神ノ正統トサダメリ、下ハ昭宣公（基經）ノ子孫、天兒屋ノ命ノ嫡流トナリ給ヘリ。

として、皇位の正統と攝政・關白が輔弼に當る体制がここに定まったことを挙げておりますが、現代においてはさら視野を広げて、朝廷の儀礼や文化全体が仁和以後面目を一新し、やがてその伝統が武家や庶民にまで広く深く漫透し、わが民族文化の中核となつた点を注目すべきであろうと存じます。

いまこの点を詳細に申し上げる時間はありませんが、たとえば光孝天皇の詠まれた「若菜」を摘むことは、古くから民間に行なわれた習俗でありましたが、宇多天皇によって正月七日に若菜を天皇に奉る行事として、宮中に取り入れられました。「若菜」はかくして宮中の年中行事として洗練された後、再び民間に出て、「七草粥」として現在まで広く行なわれるようになつたのであります。こうした例は数多くみられます。

近年、醍醐天皇によつて勅撰された『古今集』をはじめ、代々の勅撰集は、日本文学史に重要な意味をもつものとして、頗る再認識されつゝあります。⁽²⁹⁾ その『古今集』勅撰への道を切り開かれたのは宇多天皇でありまして、母后班子女王の宮や兄是貞親王の宮で大規模な歌合を催され、これらを通じて國風の振興を図られ、それが醍醐天皇に至つて実を結んだのであります。しかるにこの『古今集』に御製の收められたのは、光孝天皇の二首、すなわち「君がため」の歌と遍昭に賜わった質の歌だけであります。これは光孝天皇こそ和歌復興の端緒を開かれた方であるという

事実が、当時明確に認識されていたことを示すのであります。

年中行事・和歌は申すまでもなく、絵画・建築・作庭・書道・音楽・服飾その他、文化領域全般にわたって、平安時代の宮廷を中心として、いわゆる和風の文化が創り出されました。そして、この和風文化こそ、固有の文字たる仮名の出現に象徴されるように、⁽³⁾わが民族文化の創始であります。しかもその後一千年間にわたって各時代の文化の「古典」となったものであります。今後この点の再評価がさらに進展いたしますならば、その出発点に位置される光孝天皇の御事蹟は、一段と重みを加えるであろうと考えられます。

ここに光孝天皇を偲びまして、御事蹟の一端を申し上げました。

注

- (1) 「日本紀略」寛平元年八月五日条に、「光孝天皇」と追謚された旨がみえる。
- (2) 「大日本史料」一ノ一、仁和三年九月一日条。
- (3) たとえば島津忠夫『百人一首』参照。
- (4) 「三代実録」巻四十五光孝天皇即位前紀。
- (5) 拙稿「宮廷文化の成立」(『王朝のみやび』所収)。
- (6) 竹島寛『王朝時代皇室史の研究』。
- (7) 「三代実録」元慶七年十一月十日条。
- (8) 角田文衛「陽成天皇の退位」(『王朝の映像』所収)。
- (9) 拙稿「基経の母」(国史大系月報四三)。
- (10) 「三代実録」元慶八年五月二十九日条。
- (11) 同六月五日条。
- (12) 竹内理三「撰政開白」(『律令制と貴族政權』所収)。

- (13) 『三代実録』元慶八年四月十三日条。
- (14) 菅原道真「奉昭宣公書」(『政事要略』三十)。
- (15) 「宇多天皇御記」仁和四年六月二日条(『史料大成』歴代宸記所収)。
- (16) 『三代実録』元慶八年二月二十八日条。
- (17) 「年中行事御障子文」(『続群書類從』公事部所収)。
- (18) 拙稿「僧侶及び歌人としての遍照」(『平安文化史論』所収)で詳細に論証した。
- (19) (20) 仁和のみかど、みこにおはしましける時、ふるのたき御覽せむとておはしましけるみちに、遍照が母の家にやどりたまへりける時に、庭を秋の野につくりて、御物語のついでによみてたてまつりける
里はあれで人はぶりにし宿なれや
庭もまがきも秋の野らなる
山口博氏(『王朝歌壇の研究』嵯峨(明光孝朝篇))は、「時親親王サロン」の存在を推定し、紀友則らをもこのメンバーに加え、これを『古今集』への一源流と見なしている。示唆に富む見解である。
- (21) 『三代実録』仁和元年十二月十八日条。
- (22) 『古今和歌集』卷七賀歌に、
仁和の御時、僧正遍昭に七十の賀たまひける時の御歌
かくしつつともかくにもながらへて 省がやちよにあふよしもがな
- (23) 和琴は外来の筝と異なる固有の楽器で、神楽・催馬樂等の伴奏に用いられた。天皇をはじめとする上層貴族における管弦の熟達は、後のいわゆる「御遊」の艦船として、日本音楽史におけるその意義を注目すべきであろう。
- (24) 『三代実録』貞觀六年二月二日高橋朝臣文室麻呂卒伝・同仁和二年十月二日条。
- (25) 『三代実録』仁和二年十一月十四日条。『俊秘抄』『宝物集』『神皇正統記』。
- (26) 平岡定海『日本寺院史』。
- (27) 通常「國風文化」の語が用いられるが、かならずしも適当な用語ではないこと、村井康彦氏(『國風文化の創造と普及』岩波講座古代4)の指摘されたとおりである。
- (28) 山中裕『平安朝の年中行事』。

(29) 丸谷才一『日本文学史早わかり』等。

(30) 王朝の宮廷を中心として創造された和風文化が、中世・近世を通じて諸階層の生活と文化に強い影響力を持続した事実

は、今日いちじるしく閑却ないしは軽視されていると思う。それは明治・大正以後における『古事記』『万葉集』と飛鳥・天平文化の国民的人気に比較すれば、まことに対照的である。

『古事記』『万葉集』がそれ自身すぐれた古典であることはいうまでもないにせよ、これらが平安時代以後ほとんど忘却され、後世の文化に影響を与えることなく埋没していたことも、歴史的事実として直視せざるを得ない。しかるに、これを再発見した近世の国学は、王朝文化を継承した中世歌学を批判し克服することを学問的出発点としたために、いきおい親房のいわゆる「上古」のみを極度に尊重する尚古主義に傾いた。そして、その思想に基づいて、維新政府は「復古」の目標を伝統的な「延喜天曆の聖代」から突如「神武創業の昔」に切り替えた。ここに実現された国是が、大日本帝国憲法の示すごとく、戦前の国家体制の原理として定着したことは、申すまでもない。有職故実の学問的衰微や『古今集』の価値喪失などは、こうした潮流に圧倒された結果であろう。

したがって、王朝の和風文化を、その近代に至るまでの永く深い影響を視野に入れて再検討することは、戦後における日本文化論の不可欠の課題であったはずである。戦後四十年にして、この課題への取り組みは遅ればせながら續に付いたといふべきであろうか、あるいはなお市民権を得ていないというべきであろうか。ともあれ、これは皇室論、象徴天皇制論としても重要な論点であろう。以上の見解は、先に小著『百人一首の作者たち——王朝文化論への試み——』でも述べたが、この度光孝天皇の御事蹟を申し述べるに当つて、ひそかに考察の基礎と力点をそこに置いたことを補説しておく。

〈付記〉 本稿は、昭和六十二年九月十八日、皇居の宮殿竹の間において、天皇陛下に御進譲申し上げた際の草稿に、補注を加えたものである。立ち入った考証を行なったわけではないけれども、王朝文化の歴史的意義と光孝天皇の文化史上の地位に関する私見（補注30を参照されたい）には、学界の批判を得たいところがあるので、ここに公表した次第である。